

社会保険

あふた

2023

9▶10

第710号

日本年金機構

- 令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入条件が更に拡大されます
- 電子申請をご利用の事業主のみなさまへ

大分県社会保険協会

- ミニバレーボール大分県大会のご案内
- 健康ウォーキングのご案内
- 年金シニアライフセミナーのご案内

協会けんぽ大分支部

- 健康保険と生活習慣についての出張講座を実施しています!
- 令和5年度被扶養者資格再確認のご協力をお願い

職場内で回覧しましょう

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象
企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



現在

被保険者数
101人以上の企業等



令和6年10月～

被保険者数
51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件は？

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない



厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。「社会保険の適用拡大」について詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。

「社会保険の適用拡大」について 詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



電子申請をご利用の事業主のみなさまへ

電子申請をご利用いただく際、入力時の不備等により、申請した届書が返戻となる場合があります。よくある返戻理由とよくある質問、その対応方法を以下に掲載しておりますので、電子申請をご利用の際はご留意ください。

返戻メッセージ	返戻理由	対応方法
申請書様式の標題の選択方法に誤りがあります。	e-Govから申請する際の「健康保険・厚生年金保険」又は「厚生年金保険」の選択漏れ。	入力画面上部の標題の横にある「健康保険・厚生年金保険」又は「厚生年金保険」のいずれかに必ず <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れてください。
電子添付書類に対する電子署名が付与されていないか、4つ以上の署名が付与されています。	e-Govから申請する際の電子証明書添付漏れ。	提出先選択後に「内容を確認」ボタンを押下後「署名対象指定画面」で全ての添付ファイルのチェックボックスに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。
申請書様式の入力項目（●●の欄）は省略できません。（返戻理由001）	入力項目の入力漏れ。	提出年月日、事業所所在地、電話番号、氏名（カナ）生年月日などの項目に入力漏れがないよう確認してください。

よくある質問	対応方法
外字（高、崎など）を含む氏名で届出したいがどうしたらよいか。	漢字氏名の指定等の連絡事項がある場合は、氏名欄は（高、崎）等で入力したうえで、以下のいずれかの方法で提出してください。 ①備考欄の「その他」に <input checked="" type="checkbox"/> を入れて、確認すべき連絡事項を入力 （例）「氏名の高ははしご高」 ②備考欄の「その他」に <input checked="" type="checkbox"/> を入れて「任意のメモがある旨」を入力したうえで、任意のメモを電子添付 （例）備考入力欄：「メモ添付」 電子添付ファイルの内容「氏名は外字の「高」にしてください。」
決定通知書が被保険者ごとになっているため、一覧で確認したい。	日本年金機構ホームページの「電子申請・電子媒体」ページ（トップページ≫電子申請・電子媒体申請≫届書作成プログラム≫電子申請を利用中の方へ）に通知書の形式を変換するファイルを掲載していますのでご利用ください。
e-Govで申請した届書を取下げする方法を教えてください。	①ログイン後マイページから「申請案件一覧」をクリック ②これまでに申請した案件の一覧から、取り下げをしたい申請の到達番号をクリック ③申請案件状況が表示されるため、「申請取下げ」をクリック ④取下げ依頼画面で取下げ依頼内容（依頼者氏名・理由）を入力し、「申請取下げ」をクリック ⑤取下げ依頼内容を確認し、「提出」をクリック

その他の質問は電子申請相談チャットをご利用ください！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

〈日本年金機構ホームページ〉

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険ミニバレーボール 大分県大会のご案内

3年ぶりの開催

健康保険及び厚生年金の被保険者とその配偶者の親睦・交流と健康の保持増進を図ることを目的にミニバレーボール大会を開催いたします。

昨今の状況を鑑み、当分の間、大分県大会のみの開催といたします。



令和5年12月3日(日) 10時～

コンパルホール 5階体育室 (大分市)

募集チーム: 12チーム (応募多数の場合は抽選で決めます)

申込締切: 令和5年11月10日(金) 必着

参加資格

- 原則、各年金事務所管内の社会保険適用事業所の被保険者(本人)及びその配偶者(被扶養配偶者でなくてよい)で構成したチーム。

(特例として各年金事務所管内に支店、営業所等があれば、本社が他の地区や大分県外の事業所であっても、連合チームでの参加が認められる。)

チーム編成

- 適用事業所ごとに編成したチームとする。(原則1事業所1チーム)

(1事業所でチーム編成が出来ない場合は連合チームも可とする。(1適用事業所1人×10適用事業所の連合チームでも参加できます。))

- 1チーム10名(7名以上の女性、男性は3名)までとし、出場登録選手は15名まで可とする。

主な競技規則

- コート内8名、ベンチ2名のベンチローテーション制で行う。
- ボールは、MIKASA・BM-LM・円周77～79センチのゴムボールとする。
- 1セットは15点・ラリーポイント制とし、3セットマッチとする。(2セット連取の場合は2セットまでとします。)
- デュースはなし。
- サービスはサービスエリア内(3m)から片手で打ち(これを1回とし)2～3回で相手コートに入れる。(直接相手コートに入れたり、サービスに限りネットに触れたら失敗とみなす。)

※男性のスパイクも禁止とします!!

その他

- 審判(主審、副審、線審)は試合をしていないチームに行ってもらいます。
- 一部使用不可のシューズがあります。(スパイクシューズ、靴底が着色されているもの、ノンマーキングでないもの)
- 体調のすぐれない方のご参加はご遠慮ください。
- 駐車料金は、各自でご負担願います。
- 状況によっては、やむを得ず中止する場合があります。

上位3チームに賞状あり

参加希望チームは、下記までご連絡ください。申込書と大会要項をお送りいたします。

お問い合わせ先

一般財団法人 大分県社会保険協会

よくあるお問い合わせ

Q.

本社(福岡県)、営業所(日田市)の保険証を持っています、日田市内に事業所があるチームに参加できますか?



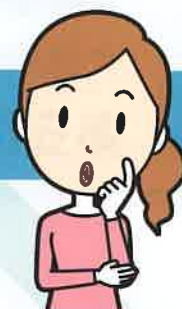
A. 参加できます。

日田年金事務所管内(玖珠郡・日田市)に事業所がある場合は、特別ルールが適用されます。
(※ただし、本社が社会保険に加入していることが条件です。)

- 大分年金事務所…大分市、由布市、竹田市、豊後大野市
- 別府年金事務所…姫島村、日出町、別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
- 佐伯年金事務所…佐伯市、津久見市、臼杵市
- 日田年金事務所…玖珠郡、日田市

Q.

ご主人(国民健康保険)、奥さん(国民健康保険)の場合は参加できますか?



A. 国民健康保険に加入しているご本人あるいはその配偶者は、参加資格がありません。

※ただし、主となるチーム(申込みする事業所)にお勤めのパート従業員等の場合は参加が認められる場合がありますので、お問い合わせください。

①②③の方は、参加できます。

- ①協会けんぽ(全国健康保険協会〇〇支部)
- ②共済(〇〇共済組合)
- ③組合(〇〇健康保険組合)

Q.

女性が7人いない場合は、申込み出来ないのですか?

A. 女性が7人以上いないと申込み出来ません。

(女性のみ10名 女性9名+男性1名)
(女性8名+男性2名 女性7名+男性3名)



いずれかでチーム編成をしてください。
(出場登録選手は、15名まで可。)



Q.

男性は、攻撃できないのですか?

A. スパイクでの攻撃以外なら可能です。(ブロックも可能です。)

ただし、男性のスパイクは、跳ぶ跳ばない関係なく、どの位置からでも禁止です。

意外と
知らない

健康保険と生活習慣についての
出張講座を実施しています！

無料

現在大分県では、現役世代の生活習慣病の増加・若年化が進んでおり、県全体の医療費の上昇に加え、企業においては労働力の確保にも影響を及ぼすと考えられています。

そこで、大分支部では、未来の担い手である若手従業員の皆さまを対象とした、「健康保険と生活習慣についての出張講座(無料)」を実施しています。



- 実はよく知らなかった「健康保険」のこと
- 健康保険料と医療費の関係
- 自身の生活習慣について

あらためて、確認してみませんか??



新入社員研修の一環として、
社内の勉強会のテーマとして、
ぜひご活用ください！！

★もちろん若手従業員以外の方も受講いただけます！

多くの皆さまに受講いただけると嬉しいです！

★大分県健康経営事業所認定の、認定項目⑤(事業所ぐるみの健康増進の取り組み)の材料にもできます！



ご都合に合わせて、実施内容や時間などの調整が可能です。
お気軽にご相談ください。

出張講座のお申込みはこちらから



【お問い合わせ先】097-573-5630(代表電話)

健康保険給付・任意継続…097-573-6646
総務・広報・保険料率…097-573-6641
レセプト・第三者行為…097-573-6643
健診・保健指導…097-573-6642

全国健康保険協会
(協会けんぽ)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/oita/>

協会けんぽ 大分

検索

被扶養者の状況に変更がなくても、 「被扶養者状況リスト」の提出が必要です!!



令和5年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和5年度につきましては、10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

＜＜確認の対象となる方＞＞

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、
事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

＜＜送付時期＞＞

令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次送付いたします。

＜＜提出期限＞＞

令和5年12月8日（金）

＜＜添付書類について＞＞

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- ・被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ・海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

＜＜扶養から外れる被扶養者の方がいる場合＞＞

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

＜＜令和4年度の実績＞＞

- ・扶養解除者数 約7.8万人
- ・高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約9億円



大分支部

<各種申請書は、ホームページからダウンロード出来ます>

・健康保険給付の申請書・任意継続の申請書・保険証の再交付の申請書

【書類の郵送先】

〒870-8570 大分市金池南 1-5-1 J:COM ホルトホール大分
(MNCタウン2階) 全国健康保険協会大分支部 あて

スキマ時間で
できる♪
簡単エクササイズ
動画公開中!



社会保険協会費納入の御礼

一般財団法人大分県社会保険協会の趣旨にご理解ご賛同いただくとともに、令和5年度会費納入いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本年度も日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会大分支部並びに大分県社会保険委員会連合会など関係機関と連携を密にし、会員事業主の皆様はもとより、被保険者及びそのご家族への社会保険制度の広報活動事業を実施するとともに、健康づくり事業などの健康と福利の増進に寄与するための各種事業も併せて積極的に実施いたします。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。



今後の予定につきましては、随時「社会保険おおいた」や案内チラシ等でお知らせいたします。

協会費の納入は便利な口座振替をご検討ください。

メリット

- ①金融機関に出向く必要がなくなります
- ②振込手数料は0円です（当方負担）
- ③全国に本支店を置くほとんどの金融機関がご利用いただけます
（※一部お取り扱いできない金融機関もあります）
- ④振込内容が通帳に表示されますのでいつでも確認が可能です
- ⑤事前に口座振替のお知らせをお送りします（会費金額や引落日）



お問い合わせ先

一般財団法人大分県社会保険協会 TEL 097-569-5835

「出張年金相談所」の各会場におきまして **予約制** を実施しております。

【予約のお問い合わせ先】下記の年金事務所「お客様相談室」・街角の年金相談センター中津(オフィス)へ

大分年金事務所 ☎097-552-1211 佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970

別府年金事務所 ☎0977-22-5111 日田年金事務所 ☎0973-22-6174

街角の年金相談センター中津(オフィス) ☎0979-64-7990

※電話の受付時間は平日8:30~17:00までです。(土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く)



出張年金相談所開設日

会場	9月	10月	11月
豊後大野市隣保館 (大野町)	12日(火)	10日(火)	14日(火)
豊後大野市商工会 (三重町)	14日(木)	12日(木)	9日(木)
竹田市総合社会福祉センター 「いきいき交流センター」	20日(水)	18日(水)	15日(水)
由布市役所 (本庁舎)	19日(火)	17日(火)	21日(火)
宇佐市勤労者総合福祉センター 「さんさん館」	14日(木)	12日(木)	9日(木)

会場	9月	10月	11月
豊後高田市役所	28日(木)	26日(木)	24日(金)
臼杵市社会福祉センター (大会議室)	14日(木)	12日(木)	9日(木)
市民ふれあい交流センター (津久見市)		24日(火)	
玖珠町役場	20日(水)	18日(水)	15日(水)
九重町役場		25日(水)	

※年金相談の際は、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証と、本人であることを確認できるもの（運転免許証等）を必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合は、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができるもの（運転免許証等）が必要です。

※平成23年6月よりすべての会場が予約制となっておりますので、お申込は各年金事務所・街角の年金相談センター中津（オフィス）へお電話ください。